

奄美市名瀬地区自家用有償旅客運送運行委託業務仕様書

1 目的

株式会社しまバスが運行する名瀬地区内のバス路線廃止に伴い、公共交通空白地域(時間的公共交通空白地域含む)が発生することから、当該地域における自動車等の移動手段を持たない高齢者など交通弱者の移動手段確保及び福祉の向上を図るため、代替移動手段の確保が必要となっている。

そのため、道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第2号の規定に基づき、自家用有償旅客運送の実施をするにあたり、公募型のプロポーザル方式により受託者の選定を行うものである。

2 業務名

奄美市名瀬地区自家用有償旅客運送業務

3 運行期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで(※令和9年度以降についても運行予定)

4 運行区域

運行区域は次のとおりとする。(詳細は別紙1「運行区域図」参照)

- ① 東ヶ丘団地区域～イオンプラザ大島店前バス停・唐浜バス停間
- ② 崎原区域・山田団地区域～県立大島病院前バス停・真名津バス停間

5 運行主体

奄美市

6 運行日・運行形態

- ① 運行日は、年始(1/1～1/3)を除く毎日とし、運行の形態は、運行区域と指定バス停間を運行する区域運行とする。
- ② 利用者の自宅等を発着地点としたドア・ツー・ドア方式とし、別紙の運行ダイヤに定める便ごとに、事前予約があった場合に限り運行するデマンド方式とする。

7 運行車両

- ① 運行車両は、受託者が所有する軽自動車または普通乗用車2台を使用するものとする。なお、自家用有償旅客運送を実施する間は、奄美市が当該車両の使用権原を有することとし、使用承諾書等の締結を行うこと。
- ② 運行の際には、奄美市の自家用有償旅客運送車両であることが識別できるよう、車体に着脱可能なマグネットシールを用いて表示すること。なお、表示するマグネット

シールについては、市において準備するものとする。

- ③ 運行車両が整備点検、修理等により使用できない場合の代替車両(乗車定員が運行車両と同等以上のもの)を、受託者において確保すること。
- ④ 運行車両の日常点検、清掃、燃料補給、車両修繕、タイヤ等の交換及び法定点検整備を行うこと。
- ⑤ その他、感染症等の感染防止拡大のため、車内における消毒など、必要な対策を行うこと。

8 業務内容

(1) 予約受付業務

- ① 予約の受付時間は 9 時から17時までとし、口頭、電話またはファックスにより、原則として利用希望便の前日 17 時までに受付けることとする。(土日祝日の受付は除く。)
- ② 予約時に氏名、利用する便、乗車・降車場所、連絡先電話番号を確認し、乗車時に行き先及び復路予約の確認を行うこととする。
- ③ 予約の変更及びキャンセルは、原則として利用希望便の出発時刻の2時間前までとする。
- ④ 受託者は、事務所内に予約受付ができる体制を確保すること。

(2) 運転業務

- ① 運転乗務員は、労働省告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号)」その他関係法令等に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないようにすること。
- ② 運転乗務員は、市が運営する自家用有償旅客運送の車両を運転していることを自覚し、安全運転及び親切丁寧な対応に努めること。
- ③ 事故発生時など緊急時に運行管理責任者等と円滑に連絡を行えるよう、連絡体制を整えること。
- ④ 安全な運行を継続するため、運行経路上における道路陥没、損傷及び事故発生場所について記録し、市と情報共有を図ること。

(3) 運行管理業務

- ① 受託者は、運行管理責任者・整備管理責任者を選任すること。なお、いずれの責任者についても、資格者証等の保有は要件としない。
- ② 運行管理業務の範囲は、運行業務全体の管理に係る一切の業務とする。
- ③ 安全第一とし、确实、円滑に運行するため、無理な運行計画及び配車指示にならないようにするとともに、運転乗務員の健康管理等にも十分注意すること。
- ④ 運行管理責任者は、常に運転乗務員に対して注意を促すとともに、定期的に教育・研修を行い、安全運転の励行等を徹底すること。また、新たに運行業務に就く者

に対しても同様とする。

- ⑤ 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により本業務に支障が生じ、また、生じる恐れがある場合は、速やかに市の所管課に連絡するとともに適正な処置をとること。
- ⑥ 事故発生時には、責任ある対応で被害・加害を問わず解決し、応援車の手配等適切に行うこと。
- ⑦ 事故発生によるすべての費用は、受託者が負うこと。ただし、受託者に責がない事故の場合は、費用負担を要しない。
- ⑧ ダイヤの遅れ、予約者の乗車漏れ等の不測の事態への対応を適切に行うとともに、苦情等への対応を適切に行うこと。
- ⑨ 受託者は、利用者に対するニーズ等の聞き取りやアンケート調査等に協力すること。

(4) 集計管理業務

- ① 月別業務報告書として、当月分の路線別乗降者数、便別乗降者数、乗降場所別乗降者数、実車走行距離等を翌月の10日までに市に提出すること。
- ② 年間業務報告書として、年間の路線別乗降者数、便別乗降者数、乗降場所別乗降者数、実車走行距離等を4月20日までに市に提出すること。

(5) 運賃徴収業務

- ① 運賃は、別紙2のとおりとする。ただし、小学生は半額、未就学児は無料とする。
- ② 奄美市が発行する「お達者ご長寿応援券」が利用できるものとする。
- ③ 運賃徴収の際に発生する釣銭等を準備すること。

9 想定運行回数等(参考)

本業務の積算にあたっては、令和8年2月及び3月の運行実績を基に、次の運行回数及び実車走行距離を想定する。なお、以下の数値は委託料の積算に当たっての参考値であり、運行回数及び走行距離を保証するものではない。

区 間	1日当たり想定運行回数
東ヶ丘団地～イオンプラザ大島店前バス停・唐浜バス停	3回
崎原～県立大島病院前バス停	2回
山田団地～県立大島病院前バス停	5回

また、運行期間(令和8年10月1日から令和9年3月31日まで)の想定実車総走行距離は、前項の想定運行回数を基に約6,000kmとする。

10 委託経費

- (1) 委託料は、人件費、燃料費、車両修繕費、管理費等(事務費、その他業務に必要な経費)とし、月払いとする。ただし、予約があり運行すべき便について、受託者の責め

に帰すべき事由により運行しなかった場合は、委託料を減額する場合がある。

- (2) 市が毎月支払う委託料は、契約で定める月額委託料とする。なお、本業務により受託者が徴収した運賃収入は受託者に帰属するものとし、委託料から控除しないこととする。
- (3) 運行記録に関する日報他報告物の作成及び洗車等車両管理に伴う経費は、委託料に含まれるものとする。
- (4) 運行車両および代替車両の自賠責保険および任意保険(対人, 対物, 搭乗者傷害等)については、受託者において加入するものとする。
- (5) 社会経済情勢その他の情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため業務委託料の額が著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して業務委託料の額を変更することができるものとする。

11 関係法令等の遵守

受託者は、本業務を実施するにあたり、道路運送法、道路交通法、その他関係法令及び通知等を遵守し、安全、円滑な運行に努めるものとする。

12 秘密の保持

受託者は、本業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
本業務終了後も同様とする。

13 その他

- (1) 本業務に当たっては、運行管理者及び担当者を配置し、市との連絡調整が円滑に実施できるよう、社内体制を整えること。
- (2) 受託者が本業務の実施に伴い、第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については、原則として受託者が負うものとする。
- (3) 当該損害が市の責めに帰すべき事由による損害については、市と受託者が協議して対応する。
- (4) 市が損害賠償を行った場合において、当該損害が受託者の故意又は重大な過失によるものであると認められるときは、市は受託者に対し求償することができるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、受託者と別途協議を行う。